

議会運営委員会会議録

(開会中 平成29年 9月12日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 平成29年 9月12日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金子 恵
委員	安 部 都	委員	西岡 克之
委員	岩 永 政 則	委員	河野 龍二

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課 長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

請願2号の取り下げについて

開 会 9時00分

閉 会 9時17分

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。緊急に昨日、今日議運を開催するという事をお知らせをしましたが、定足数に達しておりますので議会運営委員会を開会いたします。

お手元の事件番号1の請願2号の取り下げについてということで、これは教職員定数改善と教職員の働き方改革の推進を求める意見書採択の請願についてというのが正式な請願書の名前でありましたけれども、これの取り下げということ来ておりますのでまず議長からこの受け取った経緯をお繋ぎをいただきたいと思います。

議長。

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。先程の教職員定数改善と教職員の働き方改革の推進を求める意見書の採択の請願については、9月5日の議会初日に私の方から本請願は総務文教常任委員会に付託しましたので報告しますというのを言っております。したがって今現在、総務文教常任委員会に付託している状況でございます。そういった中であってこの請願者の長崎県教職員組合長西総支部、総支部長本多様から請願の取下申出書がありました。理由としましては上部団体との協議の結果、今年度の請願提出を見送ることになりましたので取り下げいたしますとこういった内容でございます。詳細は私も把握しておりません。一応、受付ということでしております。今回のこの取り下げを受けまして今後の議会の手続の対応を皆様に協議していただきたいと思います。紹介議員の取り消しというのは明文があるんですね。これはあるんです。しかし請願人の取り消しというのは明文がなくて、後で事務局の方から説明があると思いますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、議長からありましたけれども、紹介議員の安部さん何かありましたら。何もなければいいです。それで今若干、御説明をいただきましたけれども、この後の手続きについて議会事務局の方から説明をしてもらいますのでよろしくお願ひします。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今、議長からも御紹介がありましたように資料で添付しております2枚目の請願取下申出書、こちらの方が出元の教職員組合の方から提出をされました。議長が今、これを受けた状態になっておりまして、3枚目の資料になりますが地方議会運営の実務という本がございます、そちらの方に請願取下げの申し出に対する議会の対応という事例がそのまま載っておりますのでコピーを添付させております。請願者から請願取下げの申し出があったが、当該請願は既に議長において所管の委員会に付託されている。この場合議会はこの申し出にどのように対応すべきか、というまさに今回と同じ事例ですけども、回答としてまず議長は付託した委員会の委員長に請願取下げの申し出があった旨を通知する。当該委員長はこの通知を受け請願の審査を中断しておくこととする。次に

議長は本会議において請願の取下げの許可を諮ることになる。とこれが標準会議規則の20条ということになっております。議員必携はお持ちだと思いますけども、まずは275ページ、請願の受理、取下げのところですね。請願は開会中、閉会中を問わず所定の要件を備えて提出されると議長はこれを受理しなければならない。議長が受理した後、所管の委員会に付託または会議の議題とする前の取下げは議長の許可、委員会に付託または会議の議題とした後は議会の許可がなければならないということで、許可が下りた場合は請願者にその旨を通知するということになっております。基本的にはこれは先程のコピーにもつけておりましたが、会議規則の20条、343ページ会議規則上はこれを受けたものになっております。事件の撤回、訂正及び動議の撤回、会議の議題となった事件を撤回しようとするときは議会の許可を得なければならないと。会議の議題となる前においては議長の許可でいいということで、これと重なっている部分でございます。今回のこの手続につきましては先程資料の3枚目でも申し上げたとおり、議長の方からは付託した総務文教常任委員会の方に取下げがあった旨の通知、これで総務の審議はストップという形になります。あと本会議において請願の取下げの許可を諮ると。この本会議のタイミングをどこでやるのか。基本的には請願を付託して取下げが出たからストップだということで、審議は本来入らなくていい形になりますけども形式上は22日までに委員会審査を終われということを出してるんです。ただ請願審査の部分については22日を切ってないんです。付託だけしてます。なんですね。ここの取扱いをどうするかという部分、請願について22日のリミットは切ってませんが、動議とみなして22日以前、締切の前までに本会議を無理矢理開いてこの取下げの部分の許可のみをやってしまうか。もしくは請願についてはリミットを切ってないという考え方で25日の最終日に取下げの許可を諮るか。この2パターンが考えられると思います。この部分についてはどうせろこうせろっていうのが規則上にもどこにも出てきません。いわゆる明文化がされてない部分になりまして、地方議会でいろいろあります。東京都議会はもう議長が許可すればもう終わりになってます。今お話しした2パターンの他にも、委員会で承認すればもうそれでいいとかいうのもあちこちいろんな事例がありまして、これはもう明文化されてない以上は地方議会の運用に任せられてるというふうに解釈されるということで書いておりますので、今回の取扱い、22日よりも前にするとするならば産業厚生が一応明日までの審査が予定に入っておりますので、今日、明日、無理矢理やるのか。もしくは25日でもいいよという形になるのか。そういう部分を今回、今日議運の方で決めていただけたらということで考えております。事務局からは以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは今、事務局から手続上の問題がありました。総務文教委員会に付託されておりますので、岩永委員長に審査の日程の予定等、お話をいただきたいと思っております。

○委員（岩永政則委員）

おはようございます。現在総務委員会では21日の日に審査をしようという日程を組

んでおります。ところがこれによりまして中断をするわけですので、いつまで中断かっというのは分かりませんね、これでは。したがって25日でもいいのじゃないかという考え方も出てくるだろうと思うんです。あくまで総務委員会としては中断をせろということですから中断せればいいわけですね。後はここで議長一任にするのか、議会を開会をいつするのかというようなそういう取扱いだろうというふうに私は思って総務委員会としては中断をせないかんですから中断をするというだけの話だろうということです。

○委員長（喜々津英世委員）

議長が総務文教委員長に取下げのそれを通知した後、中断という格好になつるということです。あと21日に総務文教は付託の審査をします。考えられるのは25日まで待って取下げをするのか。その前に本会議を開いてするのか。この2つに1つだと思えますけれども、皆さん方の意見をお聞かせいただきたいと思います。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

今26日最終日の前にやるとすればこれは1つの案ですけれども、2通りあるんですけども13日までしか皆さんおられないんですよ。産業厚生全員集まるのは。だから皆さんの都合を考えれば今日1時から全員協議会開いて直ちに本会議をしますと、1時から全員協議会してすぐ本会議場に来ていただいてもうそこで宣言するというやり方。それから明日9時から行う。全員協議会を開いて本会議を開催しますということで、一応皆さんの御了解得てそしてやると。そして最終日にやると、この3つが今のところ考えられる案ですけれども、皆さんの意見を聞いて決めたいなと思ってます。

○委員長（喜々津英世委員）

他の方どうですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今回の取扱いがこれ前例になるわけですかいいね、今後、こういう形で出てくればこれを踏襲して同じような対応をするというふうになってくると思いますんで、そういう意味では、どういう時期になってもこれが正しかったというふうな形のもので対応しないといけないというふうに1つは思います。それで住民に対する広報の仕方ですね。今この審査の状況をこういう形でやりますという広報をしてるのかどうかですね、ホームページ等で、そこまでしてないなら一定、最終日での議会での対応でも大丈夫なのかなと。ただ、これが例えば総務委員会では請願をいついつに審査しますっていうのが流れているとすれば当然取り下げたという結果が分からないわけですから、住民の皆さんが傍聴に来たいとかする場合がありますんで、そういう部分ではやっぱり事前に取下げの判断を議決、議会の承認を得るとというのが対応すべき問題かなと思いますんで、そういう状況がどうなってるかということも含めて検討すべきではないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございました。今、事務局に聞いてみますと既にこの委員会の審査日程についてはホームページにアップしとるということでもありますから、町民の皆さん方もそれを理解しておられるというふうに判断をせんばいかん。そうなりますとやはり早めに本会議を開いてということになるのかなという思いがしますけれども、いかがですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程私申し上げませんでしたけども、中断をして、いつまで中断なのか分からないわけでしょう。それをもって25日の最終日に許可するという事は、付託をしながらその状況のまま本会議に向かう、これはちょっとおかしいだろうというふうに思うんですね。したがって、やっぱり取下げがはっきり出たんだから、これをもってこうして会をしとるんですから議長が先程3点言われましたけども、早々にやっぱり本会議を開いて、そして結末をつけて、そして我々総務委員会としても21日はもうなくていいというはっきりしたものを出すべきだろうというふうに私は思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他の方、どうですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは基本的に先程言いましたように、この審査日程についてはもうホームページにアップをしてると状況から考えると最終日まで待たずに速やかに本会議を開いてというのが、皆さん方の御意見でありましたのでそのようにしたいと思います。

それでは明日午前9時30分から本会議を開いてこの取下げの件を諮るということでよろしいでしょうか。

それではもう一度確認します。9月13日9時30分開会ということで決定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは明日9月13日9時30分と決定しました。

他になければ以上で議会運営委員会を終了いたします。

（閉会 9時17分）

委員長